

○徳島大学学部共通細則取扱内規

昭和37年3月9日

制定

第1条 徳島大学学部共通細則（以下「細則」という。）第29条の規定により、この取扱内規を定める。

第2条 削除

第3条 学生団体の助言指導教員は、当該学生団体の部長又は顧問教員となるものとする。

第4条 細則第18条第1項に定める2以上の学部の学生で構成する学生団体は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 同一地区（常三島地区又は蔵本地区）内において、他の学生団体と目的及び活動が一致しないこと。
- (2) 会員の資格を全学生に開放していること。
- (3) 活動を1年以上の期間にわたり継続的に行っていること。
- (4) 5人以上の正会員（所属する学生団体の数が当該学生団体を含め2を超えない会員）により構成され、体育系の学生団体にあつては当該競技を行うことができる会員の数を擁していること。

2 2以上の学部の学生で構成する学生団体が、2年以上継続して前項に掲げる要件を満たしていない場合は、学生委員会の議を経て、学長が承認を取り消すことができる。

第5条 学生が、集会、行事等を願い出るときは、学生団体の場合に準じて助言指導教員を定めなければならない。

2 前項の助言指導教員は、関係学部の学生委員会委員又は関係教員をもって充てる。

第6条 学内における掲示は、特に許された場合を除き、次の各号の定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示の場所は、学生掲示場とすること。
- (2) 掲示物の大きさは、日本工業規格B列3（51.5センチメートル×36.4センチメートル）までとすること。
- (3) 掲示期間は、7日以内とすること。

2 掲示期間を経過した掲示は、掲示責任者において速やかに撤去しなければならない。

3 細則第25条及び前2項の規定に反した場合は、撤去する。

第7条 次に掲げる願書、届書等は、第1号から第3号までのものにあつては実施日の3日前までに、第4号から第6号までのものにあつては実施日の前日までに提出しなければならない。

- (1) 集会施設（場所）使用許可願
- (2) 集会、行事等願
- (3) 学外団体の集会、行事等参加承認願

- (4) 集会, 行事等届
- (5) 文書印刷物配布届
- (6) 掲示物

附 則

この内規は, 昭和37年3月9日から施行する。

附 則 (昭和40年10月8日改正)

この改正内規は, 昭和40年11月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日改正)

この内規は, 平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月18日改正)

この内規は, 平成11年10月18日から施行する。ただし, 改正規定中「補導厚生委員会委員」を「学生委員会委員」に改める部分は, 平成11年10月18日から施行し, 平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年10月1日規則第1810号改正)

この規則は, 平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日規則第1867号改正)

この規則は, 平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日改正)

この規則は, 平成27年4月1日から施行する。